

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日、
休日の
翌日)

目次

◇人委規則
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年六月三日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十三号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和四十一年二月鳥取県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条（見出しを含む。）中「一月以内」を「一箇月以内」に改める。

第三条の二第一項各号列記以外の部分中「期末手当基準日前六月以内」

を「期末手当基準日以前三箇月以内（期末手当基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「一月以内」を「一箇月以内」に改める。

第六条を次のように改める。

（勤勉手当の期間率）

第六条 期間率は、勤勉手当基準日以前六箇月以内の期間における一般職

員の勤務期間の区分に応じて、別表第一に定める割合とする。

第七条各号列記以外の部分中「応ずる」の下に「割合の」を加え、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 六月一日 百分の三十以上百分の七十五以下

二 十二月一日 百分の四十以上百分の九十以下

第九条後段を次のように改める。

この場合において、第三条の二第一項中「期末手当基準日以前三箇月以内（期末手当基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）の期間」とあるのは「勤勉手当基準日以前六箇月以内の期間」と読み替えるものとする。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一

勤務期間	割合
六箇月	百分の百
五箇月以上六箇月未満	百分の九十

別表第二

零	一箇月未満	一箇月以上二箇月未満	二箇月以上三箇月未満	三箇月以上四箇月未満	四箇月以上五箇月未満
零	百分の四十	百分の五十	百分の六十	百分の七十	百分の八十

別表第三

三 月 一 日	六 月 一 日	十 二 月 一 日	三 月 十 五 日	六 月 十 五 日	十 二 月 十 五 日
期 末 手 当 基 準 日			支 給 日		

六 月 一 日	十 二 月 一 日	六 月 十 五 日	十 二 月 十 五 日
勤 勉 手 当 基 準 日		支 給 日	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】